

平成 2 1 年度税制改正に関する要望

平成 2 0 年 9 月
全国町村議会議長会

現下の町村財政は、地方交付税の削減や国の財政健全化の名の下、度重なる国と地方を通じた大幅な財政歳出の削減により、地域間の格差が生じ、支障をきたしている。

特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このような状況の中にあつて、更なる地方分権改革を積極的に推進し、地方が自主的・自立的な財政運営を行っていくためには、地方における歳出規模と地方税収の乖離を縮小し、地方税中心の歳入体系を構築することにより、地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立することが極めて重要である。

よつて、明年度の税制改正にあつては、下記の事項について、その実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、まずは国税と地方税の税源配分を 5 : 5 とすること。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。

2 法人住民税の充実確保

分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。

3 個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る周知徹底

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、対象者の理解と信頼をより確かなものとするため、広報活動等を通じ、周知徹底を図ること。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、平成 2 1 年度評価替えにあつても安定的に確保できる

よう配慮すること。

特に、償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を堅持すること。

5 非課税措置等の整理合理化

地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

6 道路財源の確保

(1) 揮発油税等の暫定税率の失効期間中に生じた地方の減収については、全額国費で確実に補填すること。

(2) 道路特定財源の一般財源化にあたっては、道路が果たす役割や整備が遅れている町村の現状を踏まえ、国税・地方税とともに暫定税率分も含め現行の税率を維持し、税源移譲等も含めて検討すること。

また、一般財源化の制度設計にあたっては、町村による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに、地方の意見に十分配慮し、地方枠を確保すること。

7 非居住者等の利子非課税制度の創設

地方公営企業等金融機構が発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む）の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

8 基地交付金等の充実確保

国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。

9 徴収取扱費交付金の増額

個人道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額を図ること。

10 入湯税の堅持

入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

11 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

12 環境税（地方税）の導入

低炭素社会づくりを促進するため、町村の果たしている役割及び財政負担を踏まえ、環境税を地方税として導入を図ること。